

郡山市医療安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市が設置する医療安全支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し有識者から意見を聴取するため、郡山市安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、センターの適切な運営を確保するため次の事項を協議する。

- (1) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2) センター業務の実施に係る関係機関、団体との連絡調整
- (3) 個別相談事例等のうち重要な事例に係る指導、助言
- (4) その他センターの業務に関する重要事項等の検討

(委員)

第3条 協議会は、医療相談に関し識見を有する次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する5名以内の委員をもって構成する。

- (1) 郡山医師会、郡山歯科医師会、郡山薬剤師会が推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) 医療を受ける立場にある者

- 2 協議会に会長及び副会長各々1人を置く。
- 3 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 4 会長は協議会を招集し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、協議会の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部保健所総務課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。